

第五十八回 参議院 大蔵委員会 會議録第六号

昭和四十三年三月十四日(木曜日) 午前十時二十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青柳 秀夫君  
理事 植木 光教君  
小林 章君  
柴谷 要君  
中尾 辰義君

委員

伊藤 五郎君  
大竹平八郎君  
西郷吉之助君  
林屋亀次郎君  
田中寿美子君  
戸田 菊雄君  
野上 元君  
瓜生 清君  
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 二木 謙吾君  
大蔵省主税局長 吉國 二郎君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のため  
の日本国とデンマーク王国との間の条約の実  
施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特  
例等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会  
を開会いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため  
の日本国とデンマーク王国との間の条約の実施  
に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等  
に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴  
取いたします。二木政務次官。

○政府委員(二木謙吾君) ただいま議題となりま  
した「所得に対する租税に関する二重課税の回避  
のため日本国とデンマーク王国との間の条約の  
実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特  
例等に関する法律案」につきまして、提案の理由  
及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、さきにデンマーク王国との間の租税条  
約に署名いたしました。この条約の締結の承認に  
ついては、別途今国会において御審議を願ってい  
るのでありますが、この条約は、昭和三十四年三  
月に両国間で調印された現行租税条約を全面的に  
改定するものであります。現行条約を国内におい  
て実施するための特別の法律として「所得に対す  
る租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止  
のため日本国とデンマーク王国との間の条約の実  
施に伴う所得税法の特例等に関する法律」がある  
わけであり、現行条約の改定に伴い、これに  
つき所要の立法措置を講ずるため、現行特例法の  
全部を改正する必要があるため、ここにこの法律  
案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について御説明  
申し上げます。

まず、非居住者または外国法人の取得する配  
当、利子及び工業所有権等の使用料に対する源泉  
徴収所得税に関する事項であります。わが国の所  
得税法により、非居住者または外国法人の所  
得税法により、非居住者または外国法人の  
取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料に  
つきましては、二〇%の税率により源泉徴収所得  
税を徴収することになっております。しかるに、  
このたびの租税条約により、配当につきま

しては親会社社間のものを除き一五%、親会社  
間の配当、利子及び工業所有権等の使用料につ  
きましては一〇%を、それぞれこえてはならないと  
されております。そこで、これらの所得に対する  
源泉徴収所得税の税率を、それぞれその条約上の  
最高限度である一五%及び一〇%と定めることと  
するものであります。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが国  
に支店等を有しているものにつきましては、国内  
法では、配当、利子及び工業所有権等の使用料に  
かかる所得と、これら以外の他の所得とを合算し  
て課税するたてまえになっております関係上、配  
当等につきまして租税条約で定める制限税率をこ  
えて課税されることとなる場合がありますので、  
その点を考慮して、総合課税の場合の税額につ  
き、租税条約の規定に適合するよう、所要の軽減  
措置をとることとしたしております。

なお、この場合、このたびの租税条約におきま  
しては、住民税をも条約の対象とすることとなっ  
ておりますので、総合課税の場合の軽減措置を講  
ずるにあたっては、法人税割りの住民税をも含め  
て制限税率をこえることのないよう、所要の措置  
を講じております。その他、このたびの租税条約  
を実施するにつきまして必要な事務取り扱い等  
につき所要の規定を設けております。

以上、この法律案の提案の理由及びその内容を  
御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみ  
やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、補足説明を聴取い  
たします。

○政府委員(吉國二郎君) 所得に対する租税に関  
する二重課税の回避のため日本国とデンマーク  
王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税  
法及び地方税法の特例等に関する法律案につきま  
して、提案理由を補足して御説明申し上げます。

ただいま提案理由の中で御説明がありましたよ  
うに、わが国とデンマークとの間には、昭和三十  
四年に現行の租税条約を締結いたしましたのでありま  
すが、その後、OECDの場を通じまして租税条  
約の国際的検討が進められまして、昭和三十八年  
にはOECDモデル条約草案の作成を契機とし  
て、OECD加盟国間では、できる限りこのモデ  
ル条約に従うことが要請されることになったので  
あります。わが国もこのモデル条約に沿いまし  
て、租税条約を締結または改定をすることにいた  
してまいりましたが、今回の改定もその一環とし  
て行なわれたものであります。

日本・デンマーク租税条約交渉は、昨年七月コ  
ペンハーゲンにおいて行なわれまして、同月実質  
的合意に達し、本年二月、条約の正式調印が東京  
で行なわれたのであります。

御承知のように、所得に対する租税の二重課税  
防止条約を締結することは、最近における  
世界の趨勢でございます。わが国もこれまで  
十七カ国と租税条約を結んでおります。日本・デ  
ンマーク間の新条約は、全文三十条及び付属議定  
書からなっておりますが、現行条約の主要改正点  
は、OECDモデル条約をできる限り採用したほ  
か、投資所得の源泉地国における制限税率を従来  
より引き下げたこと、日本側といたしましては、  
新たに地方税である住民税を条約の対象としたこ  
となどであり、そこで、この新条約を実施す  
るためにこの特例法を制定する必要があるため  
であります。

その第一は、配当、利子、使用料等の投資所得  
に対する日本側の税率を、条約上の制限税率の範  
囲内で特定をすることにあります。すなわち、先  
ほどの提案理由説明にありましたように、わが国  
の所得税法により、非居住者または外国法人  
の取得する配当、利子、使用料等につきま

は二〇%の税率により源泉徴収をいたすことになつておりますが、このたびの租税条約によりまして、配当につきましては、親子会社間のものを除き、一五%、親子会社間の配当、利子及び使用料につきましては一〇%をそれぞれこえてはならないこととされております。そこで、デンマークの居住者である個人または法人が取得するこれらの所得に対する源泉徴収の税率を、この特例法によりましてそれぞれ条約上の最高限度である一五%及び一〇%に特定しようとするものであります。また、非居住者または外国法人のうち、わが国に支店等を有しているものがございませうときには、これらの居住者、法人等には、国内法では、配当、利子、使用料等にかかる所得とそれら以外の所得とを合算して課税するたてまゝになつておりますために、租税条約で定める制限税率をこえて課税される結果が生ずる場合もありませんので、このような場合でも、租税条約に定める制限税率をこえないよう所要の措置をとる必要がありません。

なお、外国法人でわが国に支店等を有するものは、法人税のほか、住民税の法人税割りが課税されることになつておりますので、法人税割りの税率を標準税率である一四・七%とした場合の法人税と住民税との合計額が、租税条約に定める制限税率による税額をこえることがないような措置をとつておるのであります。

この特例法の第二の内容は、租税条約上、両国間の協議によつてデンマークの居住者とされた者は、わが国の国内法上居住者でないものとする等、条約実施上の細目を規定していることとあります。以上、簡単にございますが、提案理由を補足して御説明いたしました。

○委員長(青柳秀夫君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。  
本日はこれにて散会いたします。  
午前十時三十七分散会  
三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第五百二十二号)の全部を改正する。

(趣旨)  
第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約(以下「条約」といふ)を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。(配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第二条 デンマークの居住者(所得税法第一条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む)で、デンマーク王国の条約第四号第一項に規定する居住者であるものをいう。以下同じ。)が支払を受ける条約第十号第一項に規定する配当で同法の施行地にある源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第五号に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く)に対する同法第七十号、第七十七

九条又は第二百十三号第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第十号第二項(a)の規定に該当するもの一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。(利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条 デンマークの居住者が支払を受ける条約第十一号第一項に規定する利子又は条約第十二号第一項若しくは第六項に規定する使用料若しくは収入で所得税法の施行地にある源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第五号に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く)に対する同法第七十号、第七十九号又は第二百十三号第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する利子、使用料若しくは収入に対し所得税を課さず、又は当該利子、使用料若しくは収入に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。  
(配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税の軽減)  
第四条 所得税法第六十四号第一項第一号に掲げる非居住者に該当するデンマークの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。  
一 第二条に規定する配当に係る所得 百分の十五  
二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収

入に係る所得 百分の十  
2 デンマークの居住者である個人(前項に規定する者を除く)が前条第一項に規定する利子又は使用料で所得税法第六十一号第一号に掲げる所得又は同条第三号に掲げる対価に該当するもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子又は使用料の金額の合計額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相当する金額から、当該所得が生じたかたのものとして計算した場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。  
(配当、利子、使用料等に対する法人税の軽減)  
第五条 法人税法第四十一号第一号に掲げる外国法人に該当するデンマークの居住者である法人(同法第二号第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。  
一 第二条に規定する配当(次号の配当に該当するものを除く)に係る所得 百分の十三  
二 第二条ただし書に規定する配当に係る所得 百分の八・七  
三 第三条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七  
2 デンマークの居住者である法人(前項に規定する者を除く)が前条第二項に規定する利子又は使用料に係る所得を有する場合において、そ

二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七

二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七

二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七

二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七

二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七

二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七

の者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子又は使用料の金額の合計額の百分の八・七に相当する金額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 前二項に規定する法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等に係る地方税の課税の特例)

第六条 デンマークの居住者である法人に対して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

- 一 道府県民税の法人税割 百分の五・八
- 二 市町村民税の法人税割 百分の八・九
- 三 都民税の法人税割 百分の十四・七

2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第三項の規定により計算した金額から同条第一項又は第二項の規定によって軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合に、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

(双方居住者の取扱い)

第七条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で条約第四条第二項の規定により条約の適用上デンマーク王国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く)、地方税法(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る部分に限る)及びこの法律の規定を適用する。

(双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続)

第八条 大蔵大臣は、条約第四条第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に關し条約第二十五条第二項の合意をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(実施規定)

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第七十条及び第七十九条の規定に係る部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(以下「旧法」という)第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例によ

る。

3 第二条及び第三条中所得税法第二百三十三条第一項の規定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入で施行日以後に支払われるものについて適用し、施行日前に支払われる旧法第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

4 第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

5 第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

6 第六条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

昭和四十三年三月十八日印刷

昭和四十三年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局